

情報

- お願い
- お知らせ
- 募集



〈お問い合わせは〉

役 場	☎388-1111	教育文化課 学校教育担当	☎388-3926
	FAX387-5816		
福祉健康センター	☎388-7171	松枝公民館	☎387-0156
福祉会館	☎387-1121	総合会館	☎387-8432
児童館	☎388-0811	歴史民俗資料館	☎388-0161
子育て支援センター	☎387-0561	ふらっと笠松	☎388-2355
中央公民館	☎388-3231	町社会福祉協議会	☎387-5332
<small>(町体育協会事務局)</small>			

固定資産価格の縦覧

税務課

固定資産税の納税者の皆さんが、自己所有の土地や家屋の評価額について、周辺の土地・建物と比較し、価格の適正さについて「土地・家屋価格等縦覧帳簿」で確認していただくことができます。

なお、個人情報に関すること(所有者、課税標準額、税額)は縦覧の対象ではありません。

【縦覧期間】4月1日(水)～30日(木)
(土・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分～午後5時30分

【縦覧場所】税務課

【縦覧できる方】(ア)固定資産税(土地・家屋)の納税者

- (イ)納税者の同居の親族
- (ウ)納税者の代理人(委任状の提示が必要)

【持ち物】○本人、または本人と同居の親族であることが証明できるもの(納税通知書、課税明細書、運転免許証など)
○印鑑
○代理人は委任状

※縦覧期間以外は、土地・家屋等縦覧帳簿の公開は一切できませんのでご了承ください。

※償却資産については、縦覧対象外ですので、閲覧の申請をしていただく必要があります。

電気のお引越しもお忘れなく

中部電力

3月は転勤・転居で引越しが多いシーズンです。引越しをされる方は、お早めに中部電力にご連絡ください。

【連絡先】中部電力 各務原営業所 ☎374-2100

家電リサイクル法の対象に「薄型テレビ」と「衣類乾燥機」が追加

環境経済課

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)は、廃棄される家電製品の使える部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量し、金属やガラスなど資源の有効利用を促進するため、平成13年に法律が施行されました。

この法律の対象品目は「エアコン」「ブラウン管式テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機」の4品目でしたが、平成21年4月から「液晶・プラズマ式薄型テレビ」「衣類乾燥機」が追加されます。

不用となった家電リサイクル法対象家電品は、購入した小売店や買い替えをする小売店にリサイクル料金、運搬料金を支払い引取を依頼してください。

また、メーカーごとの指定引取場所へ持ち込む方法や、町の許可業者に処理を依頼(有料)することもできます。

各メーカーの指定引取場所やリサイクル料金の支払方法など、環境経済課までお問い合わせください。

使用済みの食用油の回収

環境経済課

ご家庭で使用済みの食用油の回収を町婦人会・生活学校の協力で、次のとおり実施しますので、ご利用ください。

【日時】3月16日(月) 午前9時30分～11時30分

【回収場所】役場、中央公民館、松枝公民館、下羽栗会館

※新聞紙、牛乳パック、ダンボール、アルミ缶も同時に回収します。



各種贈答品・冠婚葬祭セレモニーコンサルタント

有限会社 東海ギフト

BlueTree GROUP

笠松町北及1808 Tel.058-388-7330

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及 ☎387-3304